

ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づく 地球温暖化対策計画書・実施状況報告書作成の手引き

(令和7年度 提出用)



令和7年4月 石川県 生活環境部 カーボンニュートラル推進課

目次

1. はじめに	1
2. 計画書・実施状況報告書の対象	2
3. 計画書・実施状況報告書の提出について	3
4. 計画書に係る提出書類について	3
5. 実施状況報告書に係る提出書類について	7
6. 参考	8

1. はじめに

近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴うため、世界全体で地球温暖化対策を進めることは喫緊の課題となっています。

石川県では、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（以下「ふるさと環境条例」という。）において、温室効果ガスの排出量が多い工場等を対象に、温室効果ガス排出量の抑制措置等を記載した地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及び地球温暖化対策実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を作成・提出する制度を設けています。

○ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年 条例第16号）

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第二百四十二条 温室効果ガスの排出量が多い工場等であって規則で定めるものを設置する者は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（次項及び次条第一項において「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により地球温暖化対策計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表することができる。

（地球温暖化対策実施状況報告書の提出等） ※R2. 3. 26 改正

第二百四十二条の二 前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の実施の状況を記載した報告書（次項において「地球温暖化対策実施状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、地球温暖化対策実施状況報告書について準用する。

○ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（平成16年 規則第51号）

（温室効果ガスの排出量が多い工場等）

第九十四条 条例第二百四十二条第一項に規定する温室効果ガスの排出量が多い工場等として規則で定めるものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十三条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。

（地球温暖化対策計画書等の作成方法等） ※R2. 3. 26 改正

第九十五条 条例第二百四十二条第一項に規定する地球温暖化対策計画書及び条例第二百四十二条の二第一項に規定する地球温暖化対策実施状況報告書には、次に掲げる事項を記載のうえ、知事に提出するものとする。

一 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制

二 温室効果ガスの排出の状況

三 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置

2 地球温暖化対策計画書は、計画の期間の初年度の七月末日までに、知事に提出するものとする。

3 地球温暖化対策実施状況報告書は、計画の期間中の年度ごとに、当該年度の翌年度の七月末日までに、知事に提出するものとする。

4 条例第二百四十二条第二項（条例第二百四十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課及び総務部総務課行政情報サービスセンターにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

2. 計画書・実施状況報告書の対象

(1) 対象となる温室効果ガス

- ① 二酸化炭素 (CO₂)
- ② メタン (CH₄)
- ③ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ④ 温対法施行令第 1 条に規定するハイドロフルオロカーボン (HFC)

トリフルオロメタン (HFC-23)	ジフルオロメタン (HFC-32)
フルオロメタン (HFC-41)	1, 1, 1, 2, 2-ペントフルオロエタン (HFC-125)
1, 1, 2, 2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)
1, 1, 2-トリフルオロエタン (HFC-143)	1, 1, 1-トリフルオロエタン (HFC-143a)
1, 2-ジフルオロエタン (HFC-152)	1, 1-ジフルオロエタン (HFC-152a)
フルオロエタン (HFC-161)	1, 1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)
1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)
1, 1, 1, 2, 2, 3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1, 1, 2, 2, 3-ペントフルオロプロパン (HFC-245ca)
1, 1, 1, 3, 3-ペントフルオロプロパン (HFC-245fa)	1, 1, 1, 3, 3-ペントフルオロブタン (HFC-365mfc)
1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5, 5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	

- ⑤ 温対法施行令第 2 条に規定するパーフルオロカーボン (PFC)

パーフルオロメタン (PFC-14)	パーフルオロエタン (PFC-116)
パーフルオロプロパン (PFC-218)	パーフルオロシクロプロパン
パーフルオロブタン (PFC-31-10)	パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)
パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)
パーフルオロデカリン (PFC-91-18)	

- ⑥ 六ふつ化硫黄 (SF₆)
- ⑦ 三ふつ化窒素 (NF₃)

(2) 対象となる工場等

温室効果ガスの排出量が多い工場等とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）に規定する「第一種エネルギー管理指定工場等」及び「第二種エネルギー管理指定工場等」です。

具体的には、工場等で一年度間に使用したエネルギー（燃料、他人から供給された熱及び電気）の量を合算し、原油換算した値が 1,500 kL 以上の場合です。

※エネルギー使用量の原油換算方法は、省エネ法施行規則第 4 条に基づく方法と同じです。

※省エネ法に規定する「特定事業者」の指定基準とは異なるので、ご注意ください。

○ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（平成 16 年 規則第 51 号）

（温室効果ガスの排出量が多い工場等）

第百九十四条 条例第二百四十二条第一項に規定する温室効果ガスの排出量が多い工場等として規則で定めるものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十三条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。

3. 計画書・実施状況報告書の提出について

(1) 提出時期

計画書については、エネルギー使用量が 1,500 kL 以上となった年度の翌年度から、原則として3年ごとに、計画期間を3年とした計画を作成し、当該計画期間の初年度の7月末日までに提出が必要となります。

令和 7(2025)年度、計画書の作成・提出が必要となる方は次のとおりです。

① 令和 4(2022)年度に地球温暖化対策計画書を提出した者
(但し、令和 6(2024)年度のエネルギー使用量が 1,500 kL 未満となり、省エネ法のエネルギー管理指定工場等の指定取消を行う場合は除く。)

② 令和 6(2024)年度のエネルギー使用量が新たに 1,500 kL 以上となった工場等の設置者
計画書を提出した方は、計画期間中の年度ごとに、当該年度の翌年度の7月末日までに実施状況報告書の提出してください。

○提出スケジュール等

	地球温暖化対策計画書	地球温暖化対策実施状況報告書
R4(2022)年度	① 計画書〔計画期間：R4～R6〕 を提出 ※前回の提出	
R5(2023)年度	↓	
R6(2024)年度	↓	② エネルギー使用量が新たに 1,500 kL 以上となった場合
R7(2025)年度	計画書〔計画期間：R7～R9〕 を提出 ※今回の提出	
R8(2026)年度	↓	実施状況報告書〔R7 実績分〕
R9(2027)年度	↓	実施状況報告書〔R8 実績分〕
R10(2028)年度	計画書〔計画期間：R10～R12〕 を提出 ※次回の提出	実施状況報告書〔R9 実績分〕

※計画期間中は計画書の提出が不要

(2) 提出方法

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課に[電子メールで提出](mailto:cn1@pref.ishikawa.lg.jp)ください。

メールアドレス：cn1@pref.ishikawa.lg.jp

※件名は「[計画書・実施状況報告書の提出（事業者名）](#)」としてください。

※受信容量が 5MB/メールまでのため、添付ファイル容量に注意してください。

4. 計画書に係る提出書類について

(1) 提出書類

① 地球温暖化対策計画書（県様式第 1 号）

② 添付書類

ア 計画の概要（県様式第 1 号の 2）

イ 省エネ法第 15 条第 1 項の規定に基づく「[中長期計画書（様式第 8）](#)」の写し
〔今年度提出分〕

(2) 記載例

① 地球温暖化対策計画書

(様式第1号)

地球温暖化対策計画書

令和〇年〇〇月〇〇日

石川県知事 様

提出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
※押印は不要

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第242条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策計画書を作成したので、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇工場
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地
業種及び従業員数	業 種：〇〇製造業 従業員数：〇〇〇名
計画の概要	別紙のとおり
連絡先	担当部署 〇〇部〇〇課〇〇グループ 担当者名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-Mail 〇〇〇@〇〇. 〇〇

② 計画の概要（地球温暖化対策計画書の別紙）

(様式第1号の2)

計画の概要

1 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制

方針	<p>当社は、温室効果ガスの削減を図るため、社内の管理体制を整え、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。</p> <p>1. (具体的な取組等を記載)</p> <p>2.</p> <p>3.</p>
推進体制	

2 温室効果ガスの排出の状況

(1) 排出実績

(単位：t-CO₂)

排出年度	エネルギー起源 CO ₂		非エネルギー起源 CO ₂	その他ガス	合計
	電気	燃料・熱			
R4(2022)年度	5,000	1,000			6,000
R5(2023)年度	4,500	900			5,400
R6(2024)年度 〔基準年度〕	4,000	800			4,800

※今回初めて計画を提出する場合は、最下段のみ記載

※その他ガス (CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃) は、各ガスの排出量が 3,000 t-CO₂ 以上に限り反映すること

(2) 基準年度における電気、燃料及び熱の使用量

電気	燃料及び熱
6,000,000 kWh	300 kL(原油換算)

(3) 温室効果ガス排出に係る原単位を用いる場合 ※原単位を用いない場合は記載不要

① 温室効果ガス排出量と密接な関係をもつ値	② 基準年度温室効果ガス排出量	②/① 基準年度原単位
名称：生産数量 値(単位)：1,200 t	4,800 t-CO ₂	4.0

3 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標と措置

(1) 排出の抑制に係る目標

(単位：t-CO₂)

R6(2024)年度〔基準年度〕 の排出量	R9(2027)年度〔目標年度〕 の目標排出量	削減率 (%)
4,800 ※2(3)と同じ値	4,560	5.0

※削減率(%) = [1 - (目標年度の排出量 / 基準年度の排出量)] × 100

(2) 温室効果ガス排出に係る原単位の目標 ※原単位を用いない場合は記載不要

R6(2024)年度〔基準年度〕 の原単位	R9(2027)年度〔目標年度〕 の目標原単位	削減率 (%)
4.0 ※2(3)と同じ値	3.8	5.0

(3) 排出の抑制に係る措置 ※効果が高い内容を記載

内 容	区 分	削減目標
ボイラ設備の更新、適正な運転管理	エネルギー転換 運用・管理の改善	重油使用量○%削減
空調設備の更新、適正な運転管理	省エネ設備導入 運用・管理の改善	LNG使用量○%削減
太陽光発電設備の導入	再エネ設備導入	電気使用量○%削減
製造工程、生産台数の見直し	工程管理	エネルギー効率○%向上
社用車を電気自動車に更新	低燃費車導入	ガソリン使用量○%削減
製造副産物の再利用、廃棄物の分別	その他	リサイクル率○%向上

※「区分」には、エネルギー転換、省エネ設備導入、再エネ設備導入、運用・管理の改善、設備・機器の改造、工程管理、低燃費車導入及びその他を記載すること

※「削減目標」には、目標とする燃料、熱及び電気の削減や効率の向上について記載すること

5. 実施状況報告書に係る提出書類について

(1) 提出書類

① 地球温暖化対策実施状況報告書（県様式第2号）

② 添付資料

ア 省エネ法第16条第1項の規定に基づく「定期報告書（様式第9）」の写し

（指定－第1表、指定－第2表、指定－第4表、指定－第5表、指定－第6表及び指定－第10表）

〔今年度提出分〕

イ 温対法第26条第1項の規定に基づく「温室効果ガス算定排出量等の報告書」の写し

（別紙）特定事業所単位の報告、別紙第1表、別紙第2表、別紙第3表

〔今年度提出分〕

※イは「エネルギー起源CO₂以外の各温室効果ガス（3,000 t-CO₂以上）の排出がある場合」に限る

(2) 記載例

① 地球温暖化対策実施状況報告書

(様式第2号)

地球温暖化対策実施状況報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

石川県知事 様

提出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
※押印は不要

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第242条の2第1項の規定に基づき、地球温暖化対策実施状況報告書を作成したので、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇工場		
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地		
温室効果ガスの排出の状況	エネルギー起源 CO ₂	(電気)	〇〇 t-CO ₂
		(燃料・熱)	〇〇 t-CO ₂
	非エネルギー起源 CO ₂		〇〇 t-CO ₂
	その他ガス		〇〇 t-CO ₂
	合計 ①		□□ t-CO ₂
温室効果ガス排出に係る 原単位 ※原単位を用いない場合は記載不要	温室効果ガス排出と 密接な関係をもつ値 ②	名称	生産数量
		数値(単位)	〇〇 t
	原単位 ①÷②		〇〇
備考			
連絡先	担当部署	〇〇部〇〇課〇〇グループ	
	担当者名	〇〇 〇〇	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	E-Mail	〇〇〇@〇〇. 〇〇	

6. 参考

(1) 温室効果ガス排出量の簡易計算表

計画の概要(県様式第1号の2)の2(1)温室効果ガス排出量を算出するための計算表です。県ホームページからエクセル形式でダウンロードできますので、ご活用ください。

(使用例)

温室効果ガス排出量の簡易計算表

エネルギーの種類	エネルギー使用量 (A)		CO ₂ 排出係数 (B)		CO ₂ 排出量 (A×B)	
購入電力 北陸電力		kWh	0.000487	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂
購入電力 ○○○○		kWh		t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂
電気 合計					0	t-CO ₂
揮発油		kL	2.29	t-CO ₂ /kL		t-CO ₂
灯油		kL	2.50	t-CO ₂ /kL		t-CO ₂
軽油		kL	2.62	t-CO ₂ /kL		t-CO ₂
A重油		kL	2.75	t-CO ₂ /kL		t-CO ₂
B・C重油		kL	3.10	t-CO ₂ /kL		t-CO ₂
液化石油ガス(LPG)		t	2.99	t-CO ₂ /t		t-CO ₂
液化天然ガス(LNG)		t	2.79	t-CO ₂ /t		t-CO ₂
輸入一般炭		t	2.33	t-CO ₂ /t		t-CO ₂
国産一般炭		t	2.15	t-CO ₂ /t		t-CO ₂
石油コークス		t	3.06	t-CO ₂ /t		t-CO ₂
						t-CO ₂
都市ガス 13A		千Nm ³	2.29	t-CO ₂ /千Nm ³		t-CO ₂
産業用蒸気		GJ	0.0654	t-CO ₂ /GJ		t-CO ₂
産業用以外の蒸気		GJ		t-CO ₂ /GJ		t-CO ₂
温水・冷水		GJ		t-CO ₂ /GJ		t-CO ₂
燃料及び熱 合計					0	t-CO ₂
(非エネルギー起源CO ₂)						t-CO ₂
						t-CO ₂
CO ₂ 合計					0	t-CO ₂

電気のCO₂排出量については、電気事業者の「基礎排出係数」を用いて算定・報告ください。
(なお、「調整後排出係数」を用いた排出量も報告したい場合は、分かる形で併記ください。)

(2) 関連ホームページ

- 地球温暖化対策計画書の作成・提出制度について（石川県カーボンニュートラル推進課）
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/on_keikaku/index.html
- 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度（環境省）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/index.html>
- 省エネポータルサイト（経済産業省 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html
- 省エネ法関係情報（一般財団法人 省エネルギーセンター）
<https://www.eccj.or.jp/law06/index.html>